

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年2月16日(2017.2.16)

【公表番号】特表2016-512773(P2016-512773A)

【公表日】平成28年5月9日(2016.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2016-027

【出願番号】特願2016-503636(P2016-503636)

【国際特許分類】

A 6 1 M 1/14 (2006.01)

A 6 1 M 1/10 (2006.01)

A 6 1 M 5/142 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 1/14 5 9 3

A 6 1 M 1/10 5 2 5

A 6 1 M 1/14 5 9 0

A 6 1 M 5/142 5 0 4

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 8】

図12および13～14に示された実施態様に従うと、座(44)は、プラグ(380)が座(44)の内側に固定されることを可能にするところの縁(440)によって画定される。これらの実施態様に従うと、二重コネクタ(24)は、好ましくは、円筒状壁(特に図12及び13を参照)として形成された縁(440)で作られる。プラグ(380)が、完成した刺通可能挿入体(38)を形成するように、二重コネクタ(24)上に組み立てられるとき、該プラグ(380)は、対応する座(44)の内側に収容される。それから、縁(440)は、プラグ(380)に対して押圧するように折り曲げられ、そして対応する座(44)の内側にそれを保持する(特に図14を参照)。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 9】

膜(36)との関連において、上で既に述べたように、ビード形成による上記固定は、それ自体公知の方法、熱の施与、超音波又はスピン溶接によって得られうる。ビード形成は、刺通可能挿入体(38)が、当然に該チャネルの開口を除いて、全体的に密封封止されるような仕方で実行される。言い換えると、プラグ(380)と二重コネクタ(24)の本体との間の接合部は、生理的液体が座(44)と該プラグ(380)の間に浸透すること、ひいては外部に漏れうることを防止しなければならない。